



<b>企業</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保と定着</li> <li>・残業代等のコスト削減</li> <li>・生産性アップ</li> <li>・社員の士気の向上</li> </ul>	<b>社員</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事以外の時間を持てる</li> <li>・育児や介護しながら働く</li> <li>・ライフステージに応じたキャリア形成</li> </ul>	 <b>經營 コーナー</b>
---	---	---

- 働き方の見直し
- ・業務の効率化・平準化
- ・パソコン等のツールの活用
- ・社員のスキル向上
- 多様な働き方の導入
- ・フレックスタイム
- ・在宅勤務
- ・リフレッシュ休暇
- 風通しのよい職場づくり

近年、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をよく耳にするようになりました。ワーク・ライフ・バランスとは日本語で「仕事と生活の調和」と訳されます。中小企業においても長時間労働の抑制、生産性・業績の向上、優秀な人材の確保を図るために、ワーク・ライフ・バランスを「経営戦略」と位置づけ、活用していくこうという流れが起きています。

少子高齢化の進展により労働力人口が減少しています。また、個人の

ライフスタイルや就労に対する意識も様々です。そのような社会だからこそ、経営者は「従業員一人ひとりは、それぞれ異なる状況下に置かれている」ことを理解することが大切です。そして、それぞれ異なる状況下に置かれた従業員の働き方を可能にすれば、従業員との結束力を高めることができます。

一方で、ワーク・ライフ・バランスといふ、「仕事はほどほどにやればよい」「育児中の女性を支援するもの」「コストがかかるので一部の大企業向けで中小企業には導入が

## ワーク・ライフ・バランス 生産性の向上と人材確保

### ■経営戦略としての位置づけ■

近年、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉をよく耳にするようになりました。ワーク・ライフ・バランスとは日本語で「仕事と生活の調和」と訳されます。中小企業においても長時間労働の抑制、生産性・業績の向上、優秀な人材の確保を図るために、ワーク・ライフ・バランスを「経営戦略」と位置づけ、活用していくこうという流れが起きています。

少子高齢化の進展により労働力人口が減少しています。また、個人の

「難しい」といったイメージを持つ方も少なくないと思います。しかし、企業にとっては、従業員の充実した生き方を支援することにより、離職率の低下、従業員のモチベーションアップ、優秀な人材の確保と定着、残業代等のコスト削減、生産性と企業業績の向上など様々なメリットがあります。ワーク・ライフ・バランスが「経営戦略」として有効と言われるのはこのためです。

■取り組みへの第一歩■  
取り組みの中では、「限られた時間の中でいかに効率的に仕事を進めるか」を意識しつつ、「働き方の見直し」を行います。具体的な手法として、業務の洗い出しや漫談等ツールの活用による作業の効率化などが挙げられます。

従業員が効率的な業務遂行能力を身につけることにより労働生産性が高まり、また恒常的な長時間労働を是正することができます。長時間労働が慢性化している職場では、ミスの多発、人件費や光熱費等の経費の負担、うつ病などの精神疾患に罹患者の確率の増大などのリスクを抱えています。働き方の見直しをすることで、このようなリスクを軽減するこ

とで、企業の強み■

ワーク・ライフ・バランスの内容は、企業の規模、業種、従業員の属性（年齢や性別構成、職種、勤務形態等）、企業風土により多種多様です。同業他社が導入し成功した施策を実行したとしても、成功するとは限りません。自社にとっての経営課題、経営戦略から落とし込み、人材活用戦略を明確にしながら無理のない範囲で実践することが成功のカギとなります。

### 禁止されている表示(広告等)とは

- 優良誤認表示 商品・サービスの品質、規格等についての不当表示
- 有利誤認表示 商品・サービスの価格等についての不当表示

実際よりorライバル会社より著しく優良であると示す表示

実際よりorライバル会社より著しく有利であると示す表示

不当表示とは、虚偽もしくは誇大、または、たとえ事実であっても消費者に誤認を与えるような表示をいいます。つまり「うそ」や「ごまかし」はもちろんのこと、「誤解を与えるようなまぎらわしい表現」なども不当表示に該当します。景品表示法に違反した場合、課徴金や社名の公表などの罰則が科せられ、企業の社会的イメージを損なうことになりますので、表示については十分な注意が必要です。そこで今回は景品表示法の概要を事例を交えながら取り上げてみます。

景品表示法では、事業者が提供する商品やサービスについて、次のような表示を行うことが禁止されています。

### ■優良誤認表示の禁止

優良誤認表示とは、商品やサービスの品質、規格などの内容について、実際のものや事実に相違して競争事業者のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される恐れがある表示のことです。

【事例】

①国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示して販売していたが、実は国産有名ブランド牛ではない国产牛肉であった。  
②「100%果汁」と表示したジュースの果汁成分が、実際には60%であった。  
③機械打ちの麺に「手打ち」と表示していた。  
④添加物を使用した食品に「無添加」

### ■有利誤認表示の禁止

有利誤認表示とは、価格などの取引条件が実際のものや競合事業者と比較して著しく有利に見せかける表示のことです。

【事例】

①一部の商品だけ5割引なのに「全品5割引」と表示していた。  
②「通常価格1万円のところ特別価格5千円で提供！」と表示していたが、普段から5千円で販売していた。  
③セット売りの商品を「お徳用」と表示していたが、実際にバラ売りと同じ価格だった。  
④「安心保証5年！」と表示しているが、実際は全額を保証するのは1年間で、その後は一部の修理が有料だった。  
⑤セット売りの商品を「お徳用」と表示していたが、実際にバラ売りと同じ価格だった。  
⑥「地域一番の安さ！」と表示していたが、実際は価格調査をしておらず、根拠のないものだった。  
⑦メーカー希望小売価格の設定がな



## 不当表示の禁止 ——課徴金制度の概要

と表示していました。

⑤健康食品に「栄養成分が他社の2倍」と表示していたが、実際には他社の健康食品と同じ量しか入っていないかった。

⑥「この新技術は当社だけ」と表示していたが、実際は他社製品にも同じ技術を採用したもののが販売されていた。

⑦

いのに、「メーカー希望小売価格から半額！」という広告を出した。  
■不當表示における課徴金制度■  
景品表示法では、故意に偽つて表示に該当する場合は、規制されることがあります。また、商品広告やチラシの表示のみならず、口頭での説明なども含めたあらゆる方法による表示が規制の対象となるので注意が必要です。

平成28年4月1日より、違反行為に對しては課徴金制度が導入されました。課徴金額の算定は、不當表示を行った商品やサービスの売上額の3%です。ただし、返金措置や自主申告を行った場合は、課徴金が減額・免除される場合があります。また、課徴金額が150万円未満の場合、納付を命じられません。

これまで不當表示の取り締まりは、国が中心に行っていますが、現在では都道府県知事にも措置命令の権限が付与されており、地域の監視体制が強化されています。

上記のとおり、不當表示を行った場合、売上額の3%という非常に厳しい課徴金が課されることになるため、表示の仕方については細心の注意が必要です。

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手確保等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬ

◆ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度（2019年）から譲与

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬ

◆ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度（2019年）から譲与

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引き上げ（年額1000円）が平成35年度（2023年）まで行われること等を考慮し、森林環境譲与税（仮称）は平成36年度（2024年）から課税されます。この防災施策対応分が修了した後に課税が開始されるため、国民に税負担の増減は生じないとしています。

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬ

◆ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度（2019年）から譲与

## 【森林環境譲与税（仮称）】

### 〔改正の影響〕

平成31年10月に予定されている消費税率の10%への引き上げや、東日本大震災を教訓として各地方公共団体が行う防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引き上げ（年額1000円）が平成35年度（2023年）まで行われること等を考慮し、森林環境譲与税（仮称）は平成36年度（2024年）から課税されます。この防災施策対応分が修了した後に課税が開始されるため、国民に税負担の増減は生じないとしています。

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬ

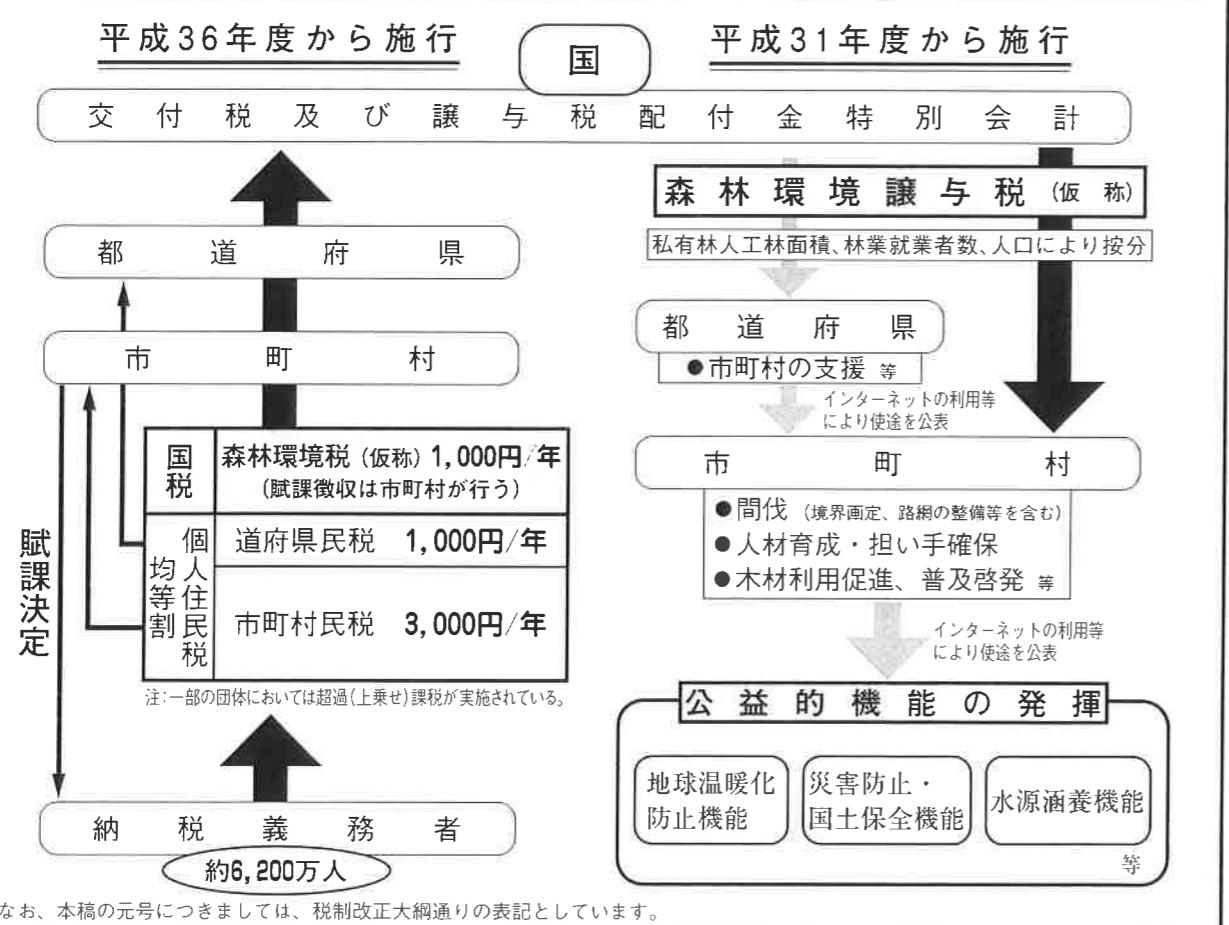
◆ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度（2019年）から譲与

◆ 森林環境譲与税（仮称）の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税（仮称）として譲与される

◆ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならぬ

◆ 森林環境譲与税（仮称）は、平成31年度（2019年）から譲与

## 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の制度設計イメージ



持することは政府にとって喫緊の課題となっています。

森林を整備することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源の涵養、林業を通じた地方創生や快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広範囲に良い恩恵をもたらします。

そこで今号では、新たに創設されることになる「森林環境税」と及び「森林環境譲与税」の概要についてふれてみました。

森林は、温室効果ガスの排出削減のために欠かせないものであり、第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定における温室効果ガスの排出目標を達成するためにも、豊かな森林を維持しています。

現在、戦後に大量に植林されたスギやヒノキなどが伐採期を迎えていますが、高齢化社会を背景に森林所有者が代替わりし、管理を放棄する人が増加しています。そのため、平成30年度税制改正では、森林の適切な整備・保全を行うことを目的として「森林環境税」を導入（実際の創設は平成31年度税制改正）することが記載されています。

## 森林環境譲与税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

我が国の国土は、総面積の67%が森林が占めており、これは、世界の国の中でも森林率の高いことで知られるフィンランドやスウェーデンのように、日本も世界ではトップクラスの森林大国であることを示しています。

現在、戦後に大量に植林されたスギやヒノキなどが伐採期を迎えていますが、高齢化社会を背景に森林所有者が代替わりし、管理を放棄する人が増加しています。そのため、平成30年度税制改正では、森林の適切な整備・保全を行うことを目的として「森林環境税」を導入（実際の創設は平成31年度税制改正）することが記載されています。

国内に住所を有する個人に対しても課する国税

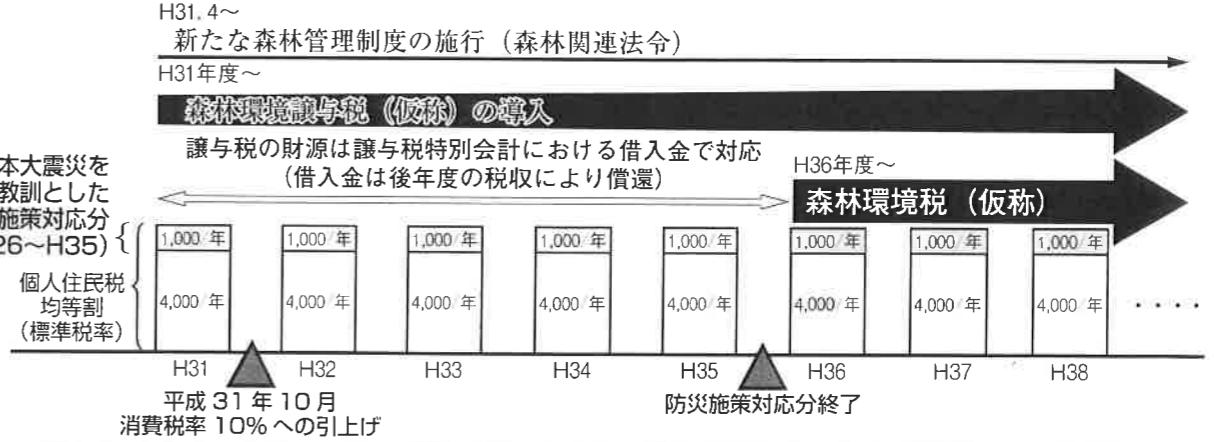
税率は年額1000円とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収

市町村は都道府県を経由して、国

の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む

◆ 森林環境税（仮称）は、平成36年度（2024年）から課税

## 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）のフレーム



ぐ 国内の設備投資が要件となつて  
いるため、「生産性向上」の文言が  
含まれています。一方、中小企業に  
ついては、賃上げ要件のみで、設備  
投資要件はないことから、この文言  
の記載はありません。さらに、本年  
度改正の特色として、大企業、中小  
企業それぞれについて、税額控除の  
上乗せ措置として、教育訓練費（人  
材投資）の一一定以上の増加がインセ  
ンティブとして追加されています。

過去、度々見直しが行われている  
所得拡大促進税制ですが、本年度改  
正では、これまでのような単なる賃  
上げ増加割合や税額控除割合の違い  
だけではなく、設備投資要件の有  
無・上乗せ措置要件の内容など、大  
企業、中小企業ごとに大幅に異なる  
制度設計となっています。

各省庁のホームページに掲出され  
ているガイドブックでは、それぞれ  
の対象企業に向けた制度概要や計算  
例などについて分かりやすく解説し  
ていますのでご参考下さい。

稅務  
タクモウ

■経産省・中企庁 ■  
所得拡大促進税制（改正対応）  
ガイドブック・Q & A集を公表

「事前の一策、事後の百策に勝る」という教えがあります。事前に対策を講じておけば、有効な方策が見つかりますが、事後となると、方策は限られ、それも高くつくのが一般的です。▼トラブルは起きた瞬間から悪化する傾向があります。このため、すぐに適切な対応をとらなくてはなりませんが、実際には対応は後手に回ってしまいがちです。これに対し、事前に対策を立てていれば、迅速に対応することができます。もちろん、想定外のトラブルが起きる可能

事前の一策、事後の百策に勝る

性もありますが、その場合も、事前の対策を基にして対応することができます。▼「事前の一策」を適切にとるには、「過去の失敗」が参考になります。かつてどんな失敗をしたのか、その失敗からどんなことを学んだのか。その記録を取つておくことが大切です。どんな状況で起きたか、どういう対策をとったかをノートに書いておく。それを続けることで、失敗は大きな財産となり、適切な「事前の一策」をとることができるようにになります。

（消費税）地方消費税  
申告期限…10月31日

★2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉（半期分）  
申告期限…10月31日

★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日

★消費税の年税額が4,800万円超の7、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2か月分）〈消費税・地方消費税〉  
申告期限…10月31日

諭旨（ゆし）退職とは、労働者が退職願を自主的に出して退職することを認める一方、所定期間に退職願を提出しなければ懲戒解雇にするというものです。不祥事を起こし、懲戒解雇処分相当である労働者に対し、「反省の姿勢を示して期限までに自主的に退職願を提出するならば懲戒解雇は行わず、自己都合退職」として取り扱う」というような情状酌量的な制度ともいえます。

諭旨退職は、退職届を提出しなければ懲戒解雇処分となることからも明らかなように、その実質は雇用関係を終了させる懲戒処分にはかなりません。自主的な退職というよりも懲戒処分としての面が強くなりますので、処分の理由が諭旨退職処分に相当するものであるかどうかが重要です。一般に、懲戒処分の中でも雇用関係を終了させる処分は、その有効性が厳格に判断されますので、諭旨退職とする場合には、懲戒解雇と同程度の慎重な判断が求められます。

なりませんから、退職金の支給に問  
しては、必ずしも自己都合退職と同  
様の扱いをする必要はありません。  
通常の自主退職とは区別して減額率  
を大きくするなど別途定めることができます。

諭旨退職の場合の退職金の取り扱  
いについては、就業規則等に定めが  
ある場合は、退職金の全部または一  
部を不支給とすることも可能です。  
ただし、退職金の減額が認められる  
か否かは、あくまでも退職の原因と  
なった非行の程度によりますので留  
意が必要です。

自己都合退職として処理するとは  
いえ、あくまで「諭旨退職」という  
名の懲戒処分ですから就業規則にあ  
らかじめ懲戒規定を定めておく必要  
があります。一般的には、「懲戒解雇」  
雇に相当する事由がある場合において、  
て、本人に反省が認められるときは、  
退職願を提出するよう勧告する。た  
だし、退職願を提出しないときは、「  
懲戒解雇とする」といった規定にな  
つていることが多いようです。

理が格差を定めた有期労働契約は無効」との初判断を示しました。その上で2審大阪高裁判決で皆勤手当について原告の請求を認めなかつた部分を破棄し、審理を高裁に差し戻しました。

原告は運送会社の契約社員のトラック運転手として配達業務を担当。正社員に支給されている各種手当との差額の支払いなどを会社に求めました。

支払いを求めた手当は、通常費のための「通勤手当」、食事代を補助する「給食手当」、住居費を補助する「住宅手当」、1ヵ月間無事故で勤務した運転手に支給される「無事故手当」、特殊業務に從事した際の「作業手当」、全営業日に出勤した運転手に支給される「皆勤手当」の6種類。

最高裁は、個別の手当ごとに合理性を検討。無事故手当、作業手当、給食手当は、正社員と契約社員との職務上の違いが生じないとして、正

## 最高裁判決にみる 非正規社員の手当の格差

的は運送業務を円滑に進めるために実際に出勤する運転手を一定数確保する必要があることから、皆勤を奨励する点にあるとし、トラック運転という職務内容が異ならない以上、出勤を確保する必要性については正社員と契約社員で差異が生ずるものではないと判断。皆勤手当を支給しないのは不合理としたうえで、審理を高裁判に差し戻しました。

住宅手当については、「正社員は転居を伴う配転が予定されており、契約社員と比べて住宅にかかる費用が多額となる」として、2審に続き「不合理とはいえない」としました。

最高裁は、個別的事情に踏み込んで各支給項目の不合理性を判断しました。企業においては今後、正社員と非正規社員とで諸手当の支給に差異を設ける場合、当該差異に合理性があるか、より慎重な判断が求められることになるでしょう。



## 諭旨退職と退職金

正社員と契約社員の手当に格差を設けることが労働契約法が禁じた「不合理な格差」にあたるかどうかが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁は、「労契法20条に違反する不合理な格差」によって労働契約法が適用されない、

社員のみ支給することを不合理と判断しました。また、契約社員のみ通勤手当に3千円の上限が設けられているのは不合理としました。

皆勤手当については、その支給目的是、運送業務を円滑に進めるために実際に出勤する運転手を一定数確